

第七号様式（第二十二条関係）

↑ 25cm以上	名 称	
	登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 (都道府県) 知事登録第 号
↓	開 設 者	氏 名
	管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造
	登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
←----- 40cm以上 ----->		